

ナイル株式会社 定 款

平成 30 年 10 月 1 日作成
平成 31 年 3 月 29 日改定
令和 2 年 4 月 1 日改定
令和 2 年 10 月 21 日改定
令和 4 年 (2022 年) 10 月 25 日改定
令和 5 年 (2023 年) 9 月 21 日改定
令和 5 年 (2023 年) 9 月 22 日改定

定 款
第 1 章 総則

第 1 条 (商号)

当会社は、ナイル株式会社と称し、英文では、Nyle Inc. と表示する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットを利用した各種情報提供サービス事業
- (2) アプリケーションソフトウェアの企画・開発・販売及び保守・点検
- (3) インターネットを利用した商取引に関するコンサルティング
- (4) インターネットシステム及びコンテンツの企画・立案・開発・運用及びこれらに関するコンサルティング
- (5) 出版物・印刷物・デジタルコンテンツ（テキスト、音声、静止、動画）の企画、制作、発行、販売
- (6) ホームページの企画、制作、管理及びその請負
- (7) インターネットでの広告業務及び広告代理店業務
- (8) 教育・研修の受託及び実施
- (9) インターネットを利用した自動車のリース・販売に関するマーケティング業務
- (10) 自動車、自動車部品、自動車用品の販売、リース、輸出入及びその仲介
- (11) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業、並びに少額短期保険代理業及び少額短期保険募集業務
- (12) 中古自動車、中古自動二輪車、中古原動機付自転車、中古自転車、及びこれらの部品、用品の買取、販売、リース、輸出入及びその仲介
- (13) 古物営業法に基づく古物の買取、販売、リース、輸出入及びその仲介
- (14) 自家用自動車有償貸渡事業
- (15) 旅客自動車運送事業
- (16) 旅行業
- (17) 経営上必要と認める会社への融資、投資および債務保証
- (18) 有料職業紹介事業、労働者派遣事業及び人事コンサルティング業務
- (19) 前各号に付帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都品川区に置く。

第 4 条 (機関構成)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、32,740,000 株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式について）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条（総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第 18 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を定め、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他

の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（重要な業務執行の決定の取締役への委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 31 条（常勤監査等委員）

監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤監査委員を定めることができる。

第 32 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第33条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第34条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第35条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第36条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第37条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第39条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

第40条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第41条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払いの配当財産には利息をつけないものとする。